

自動車環境計画書等 作成の手引き

2024年4月

山梨県

第 1 章	制度概要	2
第 1	はじめに	2
第 2	対象事業者	2
第 3	提出書類（提出先）	2
第 4	提出スケジュール	3
第 5	脱炭素経営の推進について	3
第 2 章	提出種類の作成方法	5
第 1	自動車環境計画書の作成	5
第 2	自動車環境計画書の修正	17
第 3	自動車環境計画実施状況報告書の作成	18
第 4	温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置	26
第 3 章	温室効果ガス排出量の算定の手順	28
第 1	温室効果ガスの排出の量の算定期間	28
第 2	温室効果ガスの排出の量の算定方法	28
【参考】	記入例：自動車環境計画	30
【参考】	記入例：自動車環境計画実施状況報告書	34

第1章 制度概要

第1 はじめに

この手引きは、山梨県地球温暖化対策条例（平成20年山梨県条例第49号。以下「条例」という。）条例第14条に基づき、事業者の皆様にご作成していただく「自動車環境計画書」及び「自動車環境計画実施状況報告書」の作成方法等について説明したものです。

2050年にカーボンニュートラルを実現するためには、事業者の皆様方の御理解と御協力が不可欠です。条例の趣旨を御理解いただき、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

第2 対象事業者

条例第15条第1項の規定により、以下の条件に該当する事業者は、「自動車環境計画書（以下「計画書」という。）」及び「自動車環境計画実施状況報告書（以下「報告書」という。）」の提出が必要になります。

また、条件に該当しない事業者であっても、任意の提出が可能ですので、省エネや温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組もうとお考えの事業者の皆様におかれましては、積極的にご活用ください。

対象事業者の条件
・ 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック30台以上） ・ 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上） ・ 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）

第3 提出書類（提出先）

対象事業者は、以下の書類を提出して下さい。

県内に複数の事業所がある場合、本社の代表者が提出義務者（とりまとめ）となります。県外に本社がある場合も同様です。また、委任することにより、本社に代わって県内のいずれかの事業所から提出することができます。

図表 1 提出書類一覧

名称	提出時期	備考
自動車環境計画書（第3号様式）	計画開始年度の7月末日	
自動車環境計画実施状況報告書（第4号様式）	計画提出の翌年度から毎年7月末日（3か年）	原則として、計画の対象期間中は実施状況の報告が必要
【変更時】自動車環境計画書（第3号様式）	計画の内容に変更があった際	

第4 提出スケジュール

事業者は、計画書を提出した翌年度以降、計画書で掲げた目標や取組の達成状況に係る報告書を毎年度作成し、提出します。

図表 2 計画書等の提出スケジュールの例（2023 年度以前から対象事業者だった場合の例）

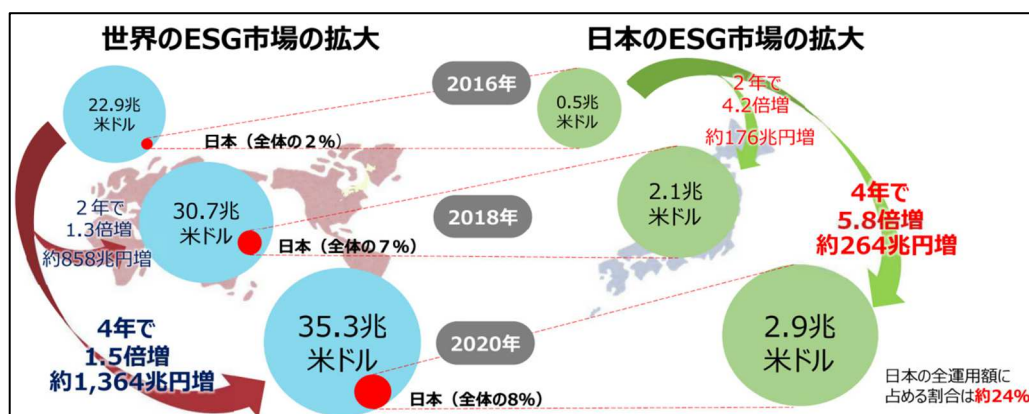
年度	計画書	報告書
2023	提出（計画期間 2023～2025 年度）	提出（2022 年度実績）※
2024	※計画に変更があれば適宜修正の届出	提出（2023 年度実績）
2025		提出（2024 年度実績）
2026	提出（計画期間 2026～2027 年度）	提出（2025 年度実績）
...	...	...

※ 2023 年度以前も計画を提出していた場合に限る。

第5 脱炭素経営の推進について

近年、非財務情報である環境 (Environment) ・ 社会 (Social) ・ ガバナンス (Governance) の要素を考慮して行われる ESG 投資が拡大するなか、投資家やサプライヤーへの「脱炭素経営の見える化」が、企業価値の向上やビジネスチャンスにつながることを期待されています。

図表 3 ESG 投資の拡大



出典：環境省「中長期排出削減目標等設定マニュアル」

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/GHG_target_settei_manual.pdf)

各企業においては、脱炭素経営を事業成長への機会として捉え、カーボンニュートラルの達成に向けて取り組んでいただくことが重要です。実際、先行して脱炭素経営に取り組む中小規模事業者では、次ページに示すようなメリットを享受していることが分かっています。

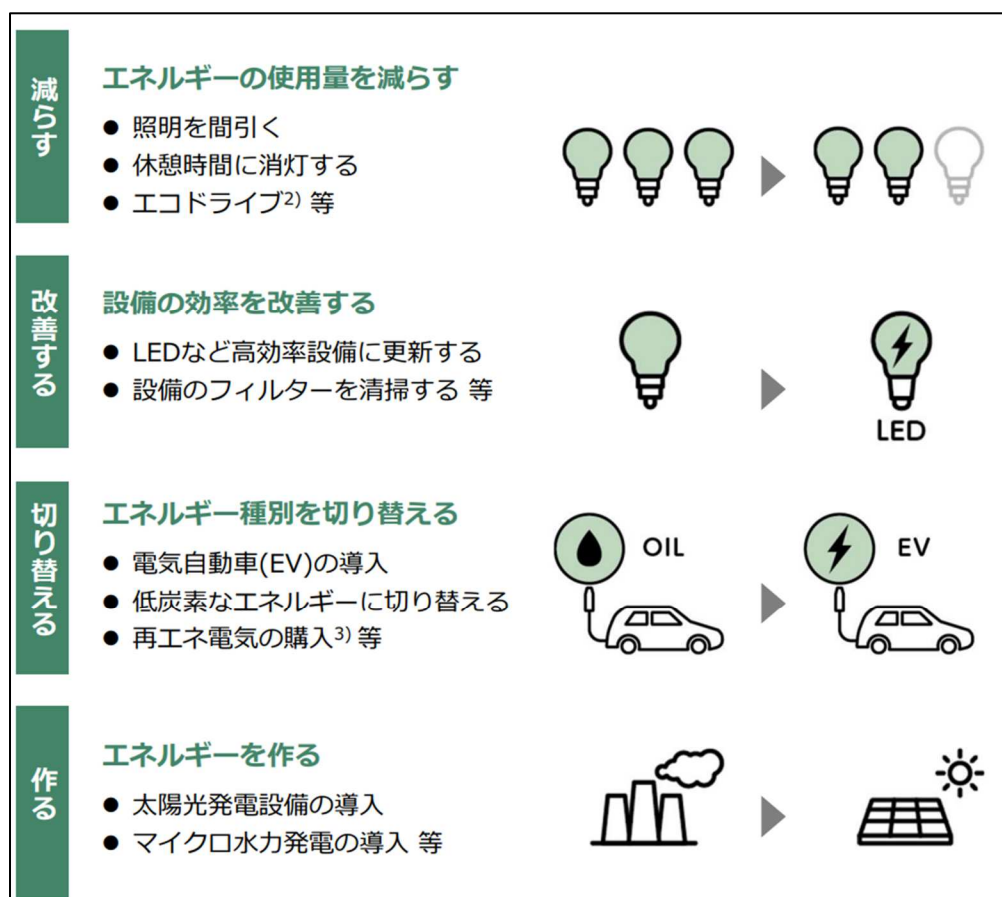
脱炭素経営に向けては、「自社の温室効果ガス排出量の見える化」と「自社の温室効果ガス排出量の削減」の2つが必要になります。本制度に取り組んでいただくことを通じて、脱炭素経営を推進することができますので、是非積極的に本制度に取り組んでください。

図表 4 企業が脱炭素経営に取り組むメリットの例

No	計画書	報告書
①	優位性の構築	他社より早く取り組むことで「脱炭素経営が進んでいる企業」や「先進的な企業」という良いイメージを獲得できます。
②	光熱費・燃料費の低減	年々高騰する原料費の対策にも。企業の業種によっては光熱費 が半分近く削減できることもあります。
③	知名度・認知度向上	環境に対する先進的な取組がメディアに取り上げられることも。問い合わせが増えることで売上の増加も見込めます。
④	社員のモチベーション・人材獲得力向	自社の社会貢献は社員のモチベーションにつながります。また、サステナブルな企業へ従事したい社員数は年々増加しています。
⑤	好条件での資金調達	企業の長期的な期待値を測る指標として、脱炭素への取組が重要指標化しています。

出典：環境省「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」(<https://www.env.go.jp/content/000114653.pdf>)

図表 5 温室効果ガス排出量削減に向けた取組の例



出典：環境省「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」(<https://www.env.go.jp/content/000114653.pdf>)

第2章 提出種類の作成方法

第1 自動車環境計画書の作成

自動車環境計画書（以下、「計画書」という。）は、第3号様式（別紙を含む）により作成してください。

HP 掲載の様式を活用すると、青色箇所を入力することで他の箇所は原則全て自動で入力されます。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金		円	
	常時使用する従業員の数		人	
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）			
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）			
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）			
		その他			
計画期間等	基準年度	年度	計画期間	年度～	年度

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

1 第3号様式（第7条関係）

（1）住所・氏名

事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名）を記入してください。

なお、法人の代表者以外の者が条例に係る諸手続きの委任（※）を受けた場合は、住所欄に委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

※委任状の提出は不要ですが、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

（2）主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地の郵便番号及び住所を入力してください。

（3）主たる事業の分類

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に規定する大分類及び中分類から、主たる事業が該当する業種区分を記入してください。（県のHPに掲載している様式を利用する場合は、中分類を選択することで他の項目は自動で選択されます。）

複数の業種区分に該当する場合は、代表的なものを1つ選択して記入してください。

【関係資料掲載先】

総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

（4）事業者の規模

事業者の資本金、事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員数を記入して下さい。

（5）担当所属等情報

計画書提出書を作成・取りまとめを行っている所属等の情報を記入して下さい。

（6）制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件の箇所に、「○」を記入して下さい。

基準年度は、原則として、計画期間における初年度の前年度としてください。

別紙

1. 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

(1)

--

2. 温室効果ガスの排出の量の抑制目標

(4)

温室効果ガスの排出の量の抑制目標等	区分		基準年度 年度	目標年度 年度	対基準年度比 (%)	
	(2) 温室効果ガス排出量	基礎排出量 A	t-CO2	t-CO2	%	
		調整後排出量 A'	t-CO2	t-CO2	%	
	(3) 原単位排出量	基礎排出量 A / B	t-CO2	t-CO2	%	
		調整後排出量 A' / B	t-CO2	t-CO2	%	
基準年度の燃料毎の使用量及び排出量		原単位に用いた指標 B			%	
		原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 :)			
エネルギーの種類		基準年度 年度				
		エネルギー使用量	基礎排出量 A	調整後排出量 A'		
揮発油(ガソリン)	kL		t-CO2	t-CO2		
(5)	電気①	千kWh		t-CO2	t-CO2	
	電気②	千kWh		t-CO2	t-CO2	
	電気③	千kWh		t-CO2	t-CO2	
	圧縮水素ガス	kg		t-CO2	t-CO2	
	その他 () ()			t-CO2	t-CO2	
(6)	排出係数の実績年度 (基準年度)		年度			
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)		
	①					
	②					
	③					
特記事項						

2 第3号様式（別紙1）

（1）温室効果ガス排出抑制のための基本方針

「第2章第4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置(26P)」を参考に、事業活動の特性に応じて、県内における事業活動に伴う温室効果ガスの抑制目標達成に向けた基本的な考え方や、目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を基本方針として設定し、記入して下さい。

（2）温室効果ガス排出量

計画書を提出する前年度（基準年度）の温室効果ガス排出量（県内の全ての事業所の合計）の算定イメージは下記のとおりです。詳細は「第3章第2 温室効果ガスの排出の量の算定方法(28P)」で示した算定方法用いる等の方法により、算出を行って下さい。

【温室効果ガス排出量の算定イメージ】

$$\text{CO2排出量} = \text{〔(燃料別) エネルギーの消費量〕} \times \text{〔排出係数〕}$$

また、「基礎排出量」及び「調整後排出量」の差異は、下記のとおりです。

【基礎排出量及び調整後排出量の差異】

基礎 排出 量	CO2排出量		
	電気の使用 (基礎 排出係数)	燃料の使用	熱の使用
調整 後 排出 量	CO2排出量		
	電気の使用 (調整後 排出係数)	燃料の使用	熱の使用

さらに、目標年度の温室効果ガス排出量を記入してください。なお、過去の温室効果ガスの排出状況や、計画期間中に予定している取組内容等を考慮した上で算出してください。（積極的な目標設定をお願いします。）

対基準年度比では、目標年度の温室効果ガス排出量を基準年度の温室効果ガス排出量で除した数値に100を乗じた数値を記入してください。

なお、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等においては、連続する3か年度の平均値等を用いることができます。その際には、基準年度の温室効果ガス排出量として用いた数値の算出方法及びその数値を用いた理由を示した書類（様式任意）を計画書に添付してください。

※ 基準年度の温室効果ガス排出量については、今年度の様式より所定の箇所（下記(5)に係る箇所及び「計画書別表（基準年度）」シート）に記入するだけで、自動で算定されるようになっています。

(3) 原単位排出量

温室効果ガス排出量を、基準年度・目標年度それぞれの原単位に用いた指標で除した数値を記入してください。

原単位に用いる指標は、事業活動の特性を踏まえ、「走行距離」、「輸送量・重量」、「走行距離と輸送量の組合せ（輸送トンキロ等）」、「使用時間」などの温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し、その基準年度の値を記入するとともに、目標年度時点の指標についても記入してください。

なお、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）において報告義務など対象者となっている事業者については、規定に基づき提出する定期報告書指定一第4表に記載した内容を参考としてください。最終的に、省エネ法と異なる指標でも構いません。

また、省エネ法に関連して国が策定した報告書も参考にしてください。

※ 原単位排出量については、今年度の様式より所定の箇所に記入するだけで、自動で算定されるようになっています。

(4) 基準年度の燃料毎の使用量及び排出量

基準年度の燃料種別ごとの使用量を記入してください。また、燃料使用量に各燃料のCO2排出係数を乗じた数値を、CO2排出量として記入してください。（県のHPに掲載している様式を利用する場合は、CO2排出量は自動で計算されます。）

電気の排出係数については、基準年度に使用した小売電気事業者の係数を使用してください。

(5) 電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数

電気事業者から供給された電気を使用する場合、毎年度、国が電気事業者ごとの基礎排出係数と調整後排出係数を公表するため、小売電気事業者毎に小売事業者の名称と排出係数（基礎排出係数・調整後排出係数）を記入してください。

例えば、2023年度（令和5年度）の報告分（2022年度（令和4年度）に係る温室効果ガス排出量の実績）を算定する場合には、「令和5年度提出用（R3年度実績）」を使用します。

【関係資料掲載先】

環境省「算定方法・排出係数一覧 電気事業者別排出係数一覧」

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

調整後排出係数は、特別な電力契約をしていない限り、「残差」の排出係数を使用してください。

また、今年度様式より、欄外のAV列「選択No」箇所に、「【参考】小売電気事業者係数一覧」シートのF列の「選択No」を記入することにより、自動で小売電気事業者と排出係数が入力されるように変更しました。

なお、3社以上の小売電気事業者から購入している事業者におかれましては、県において対応する様式を送付させていただきますので、山梨県までご相談ください。

事業所内に設置した太陽光発電設備等から電力供給を行っている場合は、「小売電気事業者の名称」欄には「太陽光発電設備からの供給」を、排出係数欄には0を、それぞれ記入して下さい。

(6) 特記事項

「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」の欄に記入した事項以外に、地域住民や民間団体と共同で行う地球温暖化の防止に係る活動、温室効果ガスの排出の抑制に資する製品の開発及び普及、温室効果ガスの排出の抑制に資する事業への参画等温室効果ガスの排出の抑制等のために取り組む措置があれば、その措置を記入してください。なお、その措置によって抑制できる温室効果ガスの排出量は、目標年度の温室効果ガスの抑制量には含めませんので御注意ください。

その他、計画期間以前に温室効果ガスの排出の抑制のために取り組んできた措置、事業所全体で温室効果ガスの排出の抑制のために取り組んでいる措置等があれば、積極的に、その措置を記入してください。

別紙

(7) 3. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施する内容	着手時期 完了時期	期待効果 (t-CO2/年)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(8) 4. 次世代自動車に係る措置の状況及び計画

導入 自動車 の種類	次世代自動車							自動車 総数	次世代自動車 割合 (%)
	電気自動 車 (EV)	燃料電池 自動車 (FCV)	プラグイ ン・ハイブ リッド車 (PHEV)	ハイブ リッド車 (HV)	クリーン ディーゼ ル車 (CNG)	天然ガス 自動車 (NGV)	その他 ()		
【基準年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車									
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計									
【目標年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車									
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計									

(9) 5. 交通対策に係る措置の状況及び計画

区分	内容
公共交通機関の利用促進	
自転車利用の促進	
その他	

(7) 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置

「第2章第4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置(26P)」(以下「取組一覧」という。)を参照し、事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえで、適切かつ有効な取組を計画期間の年度ごとに記入してください。

なお、取組が多岐にわたる場合は、行を追加してより多くの取組を記入する、削減効果が大きいと考えられる取組のみを記入する等してください。

また、今年度様式より、欄外の AH 列「対策区分」箇所、「【参考】取組一覧」シートの E 列の「No」を記入することにより、下記①に関する箇所が自動で入力されるように変更しました。

① 対策区分・設備等区分・対策内容・具体的に実施する内容

目標達成のために実施する予定の対策について、取組一覧の中から実施予定の取組に最も適合すると思われる内容を選択し、「対策区分」欄、「設備等区分」欄及び「対策内容」欄に、該当する内容を転記して下さい。

さらに、「具体的に実施する内容」欄には、取組一覧に記載されている「取組内容の例」に記載されている内容を参考に、実際に各事業者で取り組む予定の内容について、具体的に記入を行ってください。

なお、「対策区分」欄については、「図表 9「運用対策」に係る取組一覧(27P)」から「図表 11「非化石エネルギーの利用」に係る取組一覧(27)」に記載の図表タイトルの括弧書き内の内容を記入してください。

【記入例】

■事業者で実施する予定の取組

次世代自動車(EV・PHV等)への更新

■実際の記入例

①～③は、「図表 10「設備導入等対策」に係る取組一覧(27P)」から転記。

④については、実際に企業が取り組む内容を元に具体的に記入。

①対策区分	②設備等区分	③対策内容	④具体的に実施する内容
設備等導入対策	次世代自動車	次世代自動車等の導入	全車両の内50%を電動車(EV等)に更新

取組一覧から内容を転記するに当たって、HP掲載様式の「【別紙】取組一覧」シートから転記することもできますので、必要に応じて利用してください。

② 着手時期・完了時期

対策を実施する期間として、計画期間3年間のうちいずれか1年または複数年(2023-2025等、最大3年)を記入してください。

③ 期待効果

措置の実施によって削減できる温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、措置の内容と併せてその量を記入してください。

(8) 次世代自動車に係る措置の状況及び計画

① 次世代自動車台数

基準年度と目標年度時点における次世代自動車の導入（予定）台数を車種別・種類別に記入してください。

また、その他の欄には、次世代自動車のうち、記載の区分に該当しないものを保有している場合に、当該車両の車種を記入して下さい。

② 自動車総数

次世代自動車と非次世代自動車の合算の値を入力してください。

(9) 交通対策に係る措置の状況及び計画

従業員による自動車の使用の抑制等を図るための取組について、基準年度に実施済み、又は計画期間中に実施を予定している取組がある場合に、記入してください。

① 公共交通機関の利用促進

通勤や業務における移動の際に、公共交通機関の利用促進に関する取組を行っている場合には、その概要を記入してください。

【例】

- ・バスの積極的な利用を推奨するため、回数券を支給している。
- ・自社敷地内に路線バス・コミュニティバスのバス停を設置している。等

② 自転車利用の促進

事業活動において、従業員への自転車の利用促進に関する取組を行っている場合は記入してください。

【例】

- ・社有自転車を増やし、近距離出張等の際に自転車と電車を組み合わせている。

③ その他

その他、実施している取組等がある場合に記入してください。

【例】

- ・テレワークの導入により、通勤や業務における自動車利用を抑制している。

別紙

(10)

6. その他の措置の状況及び計画

区分	内容	取組年度

- 注 1 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 2の「温室効果ガス排出量」欄の「調整後排出量A」欄には、「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄に記入した排出係数のうち、「調整後排出係数」を用いて算定した温室効果ガス排出量を記入すること。
- 3 2の「原単位排出量」欄の「原単位に用いた指標B」欄には、輸送トンキロ、輸送キロ等の原単位の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 4 2の「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 5 2の「特記事項」欄には、3に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。
- 6 3の「期待効果」欄には、計画完了年度における年間の温室効果ガス排出量の削減効果を記入すること。
- 7 4の「自動車総数」欄には、次世代自動車を含む、保有する車両の全ての台数を記入すること。
- 8 6の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、今後取り組む予定のある内容がある場合には取組を開始する予定の年度を記入すること。
- 9 自動車環境計画書の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

(10) その他の措置の状況及び計画

次の「図表 6 その他の措置に係る取組一覧」を参考に、基準年度までに実施している、または目標年度までに実施を計画している「その他の措置」等がある場合に記入してください。

すでに取り組んでいるものについては取組を開始した年度を、今後取組を開始する予定の内容については、取組を開始する予定の年度を記入してください。

なお、企業が次に示した取組等を通じて、脱炭素経営に取り組む動きが進展しており、こうした企業の取組は、国際的な ESG 投資の潮流の中で自らの企業価値の向上につながることが期待できます。さらに、気候変動の影響がますます顕在化しつつある今日、先んじて脱炭素経営の取組を進めることにより他者と差別化を図ることができ、新たな取引先やビジネスチャンスの獲得に繋がります。

図表 6 その他の措置に係る取組一覧

区分	内容
環境マネジメントシステム	事業者や組織が、運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといい、このための組織や体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。 国際規格の「ISO14001」や環境省が策定した「エコアクション21」、さらには、地方自治体やNPO等が策定したものもあります。（過去に導入し、現在は導入していない又は導入予定がない場合は該当しません。） 【参考】 環境省「環境マネジメントシステム」 (https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html)
TCFD 提言	各国の中央銀行総裁および財務大臣からなる金融安定理事会により設立されたタスクフォースです。すべての企業に対して、自社の気候関連リスク・機会を評価し、経営戦略・リスク管理へ反映、その財務上の影響を把握し、開示することを求めています。TCFD への支持を表明している場合に記入します。 【参考】 環境省「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」 (https://www.env.go.jp/policy/tcfd.html)
サステナブルファイナンス	持続可能な社会の構築が大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠だとされています。 企業等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券をグリーンボンドといいます。グリーンボンドの発行などに取り組んでいる場合に記入します。 【参考】 環境省「グリーンファイナンスポータル」 (https://greenfinanceportal.env.go.jp/)
SBT	世界の平均気温の上昇を「2度未満」に抑えるために、企業に対して科学的な知見と整合した削減目標を設定するように求めるイニシアチブです。 SBT を策定済、またはコミットしている場合は該当します。 他にも、中小企業向け SBT に参加している場合にも該当します。 【参考】 環境省「グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム SBT 全般」 (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/targets.html#no00)
RE100	自然エネルギー100%での事業活動を行うということを目指した国際イニシアチブです。RE100に加盟している場合に記入します。 他にも、日本独自のイニシアチブである再エネ100宣言REActionに参加している場合にも記入します。 【参考】 環境省「グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム RE100」 (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/global_trends.html)
その他	上記以外にも取り組んでいるものがある場合に記入して下さい。

【コラム】中長期排出削減目標等設定に関するイニシアティブの台頭

ESG 金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や、脱炭素に向けた目標設定（SBT・RE100）が国際的に拡大しています。

これらの取組は投資家等への脱炭素経営の見える化を通じて、企業価値向上につながります。

さらに、こうした企業は、取引先（サプライヤー）にも目標設定や再エネ調達などを要請しており、脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつくものとなっています。

また、これらは、ビジネスチャンスの獲得のみならず、企業活動におけるリスクにもなり得ます。取引先の企業がこれらイニシアチブへの参加を通じて野心的な取組を推進している場合、サプライヤーに対しても脱炭素に向けた目標設定や再エネ調達などを求める場合があります。取引先の要請に関わらずに取組を進めなかった場合には、最悪の場合取引を切られるリスクがあります。

図表 7 サプライヤーへの目標設定を求める SBT 認定企業（一部抜粋）

企業名	セクター	目標	
		目標年	概要
大和ハウス工業	建設業	2025年	購入先サプライヤーの90%にSBT目標を設定させる
第一三共	医薬品	2020年	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる
ナブテスコ	機械	2030年	主要サプライヤーの70%に、SBTを目指した削減目標を設定させる
大日本印刷	印刷	2025年	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに、SBT目標を設定させる
イオン	小売	2021年	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる

出典：環境省「中長期排出削減目標等設定マニュアル」

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/GHG_target_settei_manual.pdf)

第2 自動車環境計画書の修正

当初作成した計画書に変更があった場合は、第3号様式により、変更のあった箇所のみ記入し、速やかに提出してください。（会社名・代表者等の変更を含む。）

第3 自動車環境計画実施状況報告書の作成

報告書は、第4号様式により作成し、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出してください。

なお、計画期間内に「特定事業者」の基準対象外となった場合においても、報告書を作成・提出する必要があります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）〔

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条 第4項の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金			円
	常時使用する従業員の数			人
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）				
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）				
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）				
		その他				
計画期間等	基準年度		年度	報告年度		年度
	計画期間		年度 ～ 年度			

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

1 第4号様式（第7条関係）

「1. 事業者等の概要」など、通常、計画書（変更があった場合は変更後の計画書）に記入した内容と同一であることが想定される箇所については、計画書と同一の内容を記入してください。

（1）住所・氏名 ・ 主たる事務所の所在地

計画書に記入した事務所について記入します。当該事務所が廃止されない限り変更しません。

その他、「第2章第1自動車環境計画書の作成」において示した方法と同様の方法で記入します。

別紙

1. 温室効果ガスの排出の量の実績

温室効果ガスの排出の量の実績	区分		基準年度 年度	報告年度 年度	対基準年度比 (%)
	(1) 温室効果ガス排出量	基礎排出量 A	t-CO2	t-CO2	%
		調整後排出量 A'	t-CO2	t-CO2	%
	(2) 原単位排出量	基礎排出量 A / B	t-CO2	t-CO2	%
		調整後排出量 A' / B	t-CO2	t-CO2	%
原単位に用いた指標 B				%	
原単位に用いた指標の設定方法		(指標の単位 :)			
報告年度の燃料毎の使用状況及び排出状況	エネルギーの種類		報告年度 年度		
			エネルギー使用量	基礎排出量 A	調整後排出量 A'
	揮発油 (ガソリン)	kL	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	軽油	kL	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	液化石油ガス (LPG)	t	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	圧縮天然ガス (CNG)	千Nm3	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	電気①	千kWh	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	電気②	千kWh	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	電気③	千kWh	t-CO2	t-CO2	t-CO2
	圧縮水素ガス	kg	t-CO2	t-CO2	t-CO2
その他 () ()		t-CO2	t-CO2	t-CO2	
(3) 電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		年度		
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	
	①				
	②				
	③				
(4) 摘要					
(5) 特記事項					

2 第4号様式（別紙）

（1）温室効果ガス排出量

報告年度の温室効果ガス排出量は、「第3章第2 温室効果ガスの排出の量の算定方法」で示した算定方法を用いる等の方法により、算出を行って下さい。

※ 基準年度の温室効果ガス排出量については、今年度の様式より所定の箇所（下記(3)に係る箇所及び「計画書別表（基準年度）」シート）に記入するだけで、自動で算定されるようになっています。

（2）原単位排出量

温室効果ガス排出量を、基準年度・報告年度それぞれの原単位に用いた指標で除した数値を記入してください。

原単位に用いる指標は、原則として、計画で設定した指標を記入して下さい。

（3）電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数

今年度様式より、欄外の AV 列「選択 No」箇所に、「【参考】小売電気事業者係数一覧」シートの F 列の「選択 No」を記入することにより、自動で小売電気事業者と排出係数が入力されるように変更しました。

なお、5 社以上の小売電気事業者から購入している事業者におかれましては、県において対応する様式を送付させていただきますので、山梨県までご相談ください。

（4）摘要

温室効果ガス排出量及び原単位排出量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合や削減目標が達成できなかった場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

（5）特記事項

計画書の特記事項に記入した措置についての実施状況を記入してください。それ以外に地球温暖化対策に取り組んだものがあれば記入してください。

その他、「第2章第1 自動車環境計画書の作成」において示した方法と同様の方法で記入します。

別紙

(6)

2. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置の実施状況

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施した内容	計画書記載の有無	実施状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(7)

3. 次世代自動車に係る措置の実施状況

次世代自動車									
導入 自動車の 種類	電気自動 車 (EV)	燃料電池 自動車 (FCV)	プラグイ ン・ハイブ リッド車 (PHEV)	ハイブ リッド車 (HV)	クリーン ディーゼ ル車 (CNG)	天然ガス 自動車 (NGV)	その他 ()	自動車 総数	次世代自動車 割合 (%)
	【基準年度:台数】								
	トラック等の貨 物自動車								
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計									
【報告年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車									
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計									

(8)

4. 交通対策に係る措置の実施状況

区分	内容
公共交通機関の利 用促進	
自転車利用の促進	
その他	

(6) 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置の実施状況

計画に位置付けた年度ごとの措置の実施状況について、次のとおり記入して下さい。

また、今年度様式より、欄外の AH 列「対策区分」箇所、「【参考】取組一覧」シートの E 列の「No」を記入することにより、下記①に関する箇所が自動で入力されるように変更しました。

2023 年度に新様式で計画書をご提出いただいた事業者様におかれましては、計画に記載いただいた措置に類似する内容を選択の上、②以降の内容について記載してください。

① 対策区分・設備等区分・対策内容

計画に記入した取組を転記して下さい。

さらに、計画に記載せずに、報告年度に実施した取組で、特に効果が高いことが想定されるものがある場合には、追加で記入して下さい。

② 具体的に実施した内容

計画に記載した内容と異なる場合は、修正した内容を記入して下さい。

③ 計画書記載の有無

計画に記載のあった取組については「有」を、そうでない取組については「無」を記入して下さい。

④ 実施状況

報告年度までに実施済みの内容については「○」を、そうでない取組については「—」を記入して下さい。

(7) 次世代自動車に係る措置の実施状況

「基準年度台数」欄には、計画に記載した内容を転記し、報告年度時点における「報告年度台数」欄に最新の導入台数を記入して下さい。

(8) 交通対策に係る措置の実施状況

計画に記入した、計画期間中に実施を予定している取組の取組状況について、記入してください。

また、計画に記入していなかった取組内容を記入することも可能ですが、その場合、当該取組の後ろにかっこ書きで「（計画に記載なし）」と記入して下さい。

その他、「第2章第1 自動車環境計画書の作成」において示した方法と同様の方法で記入します

別紙

(9)

5. その他の措置の実施状況

区分	内容	取組年度

- 注 1 1の「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 2 1の「特記事項」欄には、2に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。
- 3 2の「具体的に実施した内容」欄には、自動車環境計画書(当該自動車環境計画書を変更した場合にあっては、変更後の自動車環境計画書)の別紙の3に記入した内容と同様の内容を実施した場合においては、記入を省略することができる。
- 4 5の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、報告年度に取組を開始した内容がある場合には当該年度を記入すること。

(9) その他の措置の実施状況

計画において、計画期間内に取組予定と記載した内容について「区分」欄に転記し、報告年度時点における取組状況について「内容」欄に記入してください。

「取組年度」欄について、報告年度時点で取組中、もしくは取組済みの場合は当該年度を、層でない場合は「－」を記入してください。

また、計画に記入していなかった取組内容を記入することも可能ですが、その場合、当該取組の後ろにかっこ書きで「（計画に記載なし）」と記入して下さい。

その他、「第2章第1自動車環境計画書の作成」において示した方法と同様の方法で記入します。

【コラム】取組を推進するに当たって利用できるガイドブック等

脱炭素経営を推進しようと考えている企業等を対象に、国において様々なハンドブックを整理しています。今後の取組に向けて検討の材料にして下さい。

図表 8 脱炭素経営の推進に活用できるガイドブック等の例

ガイドブック名称	概要	URL
中小企業者向けの脱炭素経営ハンドブック（環境省）	これから脱炭素経営を考える事業者を対象に、必要な取組を1から丁寧に紹介。	https://www.env.go.jp/content/000114653.pdf
中小規模事業者向けの脱炭素経営導入事例集（環境省）	環境省が令和2～4年度に、モデル事業として実施した企業の事例を紹介。類似する業種や企業規模における取組内容や実施によるメリットやその後の展開等を紹介。	https://www.env.go.jp/content/000114657.pdf
中小企業のカーボンニュートラル支援策（経済産業省・環境省）	中小企業の方がカーボンニュートラルに取り組む際に活用できる支援策を紹介	https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/pamphlet2022fy01.pdf
SBT等の達成に向けたGHG排出削減計画策定ガイドブック 2022年度版（環境省）	GHG排出削減計画の策定に向けた検討の手順、視点、国内外企業の事例を掲載。	https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/SBT_GHGkeikaku_guidebook.pdf
グリーン・バリューチェーンプラットフォーム（環境省）	企業の脱炭素経営に向けた取組を支援するための総合情報プラットフォーム。温室効果ガス排出削減への取組方法や各種事例紹介、取組ステップに応じたガイド資料を掲載。	https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html
グリーン・ファイナンスポータル（環境省）	グリーンボンドやESG投資等の金融面に関連した情報について掲載。	https://greenfinanceportal.env.go.jp/

第4 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る措置

温室効果ガスの排出の抑制に関する具体的な取組については、次ページ以降において提示している取組一覧（「図表 9「運用対策」に係る取組一覧」、「図表 10「設備導入等対策」に係る取組一覧」及び「図表 11「非化石エネルギーの利用」に係る取組一覧」）から、事業特性に応じて適切かつ有効な対策を選定し、実施してください。

また、これらに関連して、事業者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を適切かつ有効に実施するために、国が示した「貨物（旅客）の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」、「貨物（旅客）の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」、「省エネ法中長期計画書作成のためのヒント集（特定輸送事業者向け）」等についても参考にしてください。

【参考となる資料等】

■事業者が遵守すべき判断基準・指針【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

■省エネ法中長期計画書作成のためのヒント集（特定輸送事業者向け）【国土交通省】

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001352468.pdf>

■温室効果ガス排出抑制等指針専用webページ【環境省】

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/>

図表 9「運用対策」に係る取組一覧

設備等区分	対策内容	取組内容の例
一般管理	推進体制の整備	・責任者の設置やマニュアルの作成及び社内研修体制を整備。 ・定期的に地球温暖化対策に関する研修・教育等を実施。 ・環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムを導入。
車両の保全管理	保全管理マニュアルの作成	・温室効果ガス排出量の削減を目的とした自動車に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアルを作成する。 ・自主マニュアルを定期的に見直し、改善を図る。
	定期点検の実施	・自動車の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行う。 ・自動車に係る維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存する。
	エネルギー利用に関するデータの管理	・エネルギー使用量や燃料使用量等の温室効果ガスの排出の量と密接に関係を持つ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績と比較・分析を行う。
エコドライブの実施	エコドライブの実施	・自動車の使用にあたっては、エコドライブに定められた次の事項について、事業者全体として取り組む。 ・急発進、急停止を行わない。 ・車間距離の確保と定速運転の実施に努める。 ・エンジンブレーキを積極的に利用する。 ・エアコンを適正な温度に設定する。 ・無駄なアイドリングは行わない。 ・道路交通情報を活用し、渋滞や道路情報等を確認する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・不要な荷物の積載は行わない。 ・交通の妨げになる場所での駐車を行わない。
	エコドライブの周知の徹底	・定期的に自治体等が開催するエコドライブ講習会などに参加し、従業員に対する周知・教育を行う。
貨物輸送に係る取組	輸送の効率化	・事前に目的地までの効率的なルートを選定する。 ・混雑する道路や時間帯を避ける輸送計画を立てる。 ・目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を使用し、輸送回数を減らす。
	共同輸配送	・荷主等と連携し、複数の事業者による車両及び貨物の相互融通等により、積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を行う。
	物流拠点の整理・合理化	・効率的な物流システムを構築するために、物流拠点の見直しを図り、分散した拠点を集約する等することで、無駄な走行を減らすこと。
	モーダルシフト	・幹線貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換し、環境負荷の低減を図る。

図表 10「設備導入等対策」に係る取組一覧

設備等区分	対策内容	取組内容の例
次世代自動車	次世代自動車等の導入	・目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を導入する。 ・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車や低燃費車等の温室効果ガスの排出を抑えた車両を計画的に導入する。
	充電設備等の導入	・電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行う。
システムの導入	エコドライブ管理システムの導入	・エコドライブ管理システムの導入により、ドライバーの運転を記録し、速度や急加速、急減速、アイドリング等を確認・点検等を行う。 ・エコドライブ管理システムによる記録を活用して、運転管理を適切に行う。
	輸配送システムの導入	・求車・求貨システムや配車支援システム等を導入・活用することで、帰り荷の確保や積載率の向上、車両稼働率の向上など、輸送効率向上を図る。
次世代自動車	次世代自動車等の導入	・目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を導入する。 ・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車や低燃費車等の温室効果ガスの排出を抑えた車両を計画的に導入する。
	充電設備等の導入	・電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行う。

図表 11「非化石エネルギーの利用」に係る取組一覧

設備等区分	対策内容	取組内容の例
再生可能エネルギー源利用設備	再生可能エネルギー源利用設備等の導入	・太陽光発電設備その他非化石電気の使用に資する設備（太陽熱利用設備等）を導入する。 ・蓄電池等の再生可能エネルギー電力の利用を促進させるための設備を導入する。
再生可能エネルギー電力等の利用	再生可能エネルギー電力等の調達	・エネルギー供給事業者から調達する熱又は電気について、非化石熱又は非化石電気の割合が高いもの、その他の非化石エネルギーの使用に資するものを選択する。

第3章 温室効果ガス排出量の算定の手順

計画書及び報告書において記載する温室効果ガス排出量の算定に当たっては、計画書及び報告書の別紙を用いて、以下のとおり算定します。

第1 温室効果ガスの排出の量の算定期間

4月1日から翌年3月31日までとします。

第2 温室効果ガスの排出の量の算定方法

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の算定は、次の手順により行うものとします。

方法1 エネルギー使用量の入力

エネルギーの種類別に、前年度に使用した量を入力してください。

エネルギーの種類ごと単位が異なるので、注意してください。（原油等が「kl」、LPG 等が「t」、石油系炭化水素ガスが「千 m³」電気が「千 kwh」）

方法2 燃料の単位発熱量

「エネルギーの種類」欄にないその他の燃料を使用している場合については、行を追加して該当燃料の単位発熱量を入力してください。

方法3 電気の排出係数

電気の排出係数は、電力事業者ごと公表され、毎年度変更されます。小売電気事業者毎に小売事業者の名称と排出係数（基礎排出係数・調整後排出係数）を記入してください。調整後排出係数は、特別な電力契約をしていない限り、「残差」の排出係数を使用してください。

（環境省 HP:<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>）

電力事業者以外から電気を購入した場合等、その排出係数が不明の場合に限り、環境省が公表する代替値の排出係数を使用してください。

方法4 二酸化炭素排出量（合計）及びその他の数値

二酸化炭素排出量は、入力されたエネルギーの使用量に基づき、自動計算されます。（計算過程については、下記「図表 12【参考】計算過程」参照。）

二酸化炭素排出量の合計として算出された値が、原則として、計画書の基準年度の温室効果ガス排出量または報告書の実施年度の温室効果ガス排出量となります。（エクセル上自動転記）

この欄の数値以外の値を温室効果ガス排出量として設定する場合は、その根拠を添付した上で、計画書及び報告書の温室効果ガス排出量欄を手入力で修正してください。

図表 12【参考】計算過程

過程	詳細
1	エネルギーの種類ごとに、前年度の「エネルギー使用量」欄に記入。
2	燃料について、その種類ごとに、「エネルギー使用量」欄の数値に欄外に記載の排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第6条に定める係数）の数値を乗じて得た数値に12分の44等乗じて得た数値を「排出量（基礎排出量及び調整後排出量）」欄に記入してください。 なお、燃料については、基礎排出量と調整後排出量の数値は同一となります。 また、事業者は、欄外に記載の排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができます。（その場合には、根拠資料を添付してください。）
3	電気のうち買電に関するものについては、「エネルギー使用量」欄の値に各電力事業者の排出係数の数値を乗じて得た数値を「排出量（基礎排出量及び調整後排出量）」欄に記入。 なお、事業者は、電力事業者の排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができます。（その場合には、根拠資料を添付してください。）
4	すべてのエネルギーの種類の「排出量（基礎排出量及び調整後排出量）」欄の数値を合算。

【参考】記入例：自動車環境計画

第3号様式（第7条関係）

令和5年7月1日

山梨県知事 殿

住所	山梨県甲府市丸の内1-6-1
氏名	山梨〇〇株式会社 代表取締役 山梨 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号	400-8501	住所	山梨県甲府市丸の内1-6-1
主たる事業の分類	部門	運輸部門		
	大分類	H 運輸業、郵便業		
	中分類	44 道路貨物運送業		
事業者の規模	資本金	10,000,000	円	
	常時使用する従業員の数	500	人	
担当所属等情報	部署名	総務部管理課		
	氏名	山梨 一郎		
	電話番号	055-237-1111		
	E-mail(所属)	soumu.yamanashi@〇〇.co.jp		
	E-mail(担当者)	ichiro.yamanashi@〇〇.co.jp		

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件	○	山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）			
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）			
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）			
		その他			
計画期間等	基準年度	2022	年度	計画期間	2023 年度～ 2025 年度

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

別紙

1. 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

経営層を含めた責任者と担当者を明確化し、計画的に温室効果ガスの排出量削減に向けた下記の取組を実施します。

- ・次世代自動車等の環境負荷の低い車両を積極的に導入。
- ・太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギー割合の高い電力の調達等、非化石エネルギーの利用を促進。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を実施。

2. 温室効果ガスの排出の量の抑制目標

温室効果ガスの排出の量の抑制目標等	区分		基準年度 2022 年度		目標年度 2025 年度		対基準年度比 (%)		
	温室効果ガス排出量	基礎排出量 A	2, 197	t-CO2	1, 800	t-CO2	81. 9	%	
		調整後排出量 A'	2, 127	t-CO2	1, 600	t-CO2	75. 2	%	
	原単位排出量	基礎排出量 A／B		0. 22	t-CO2	0. 17	t-CO2	78. 0	%
		調整後排出量 A'／B		0. 21	t-CO2	0. 15	t-CO2	71. 6	%
原単位に用いた指標 B		10, 000		10, 500		105. 0	%		
		原単位に用いた指標の設定方法	輸送トンキロ (指標の単位：千t・km)						
基準年度の燃料毎の使用量及び排出量	エネルギーの種類		基準年度 2022 年度						
			エネルギー使用量	基礎排出量 A		調整後排出量 A'			
	揮発油(ガソリン)	kL	100	232	t-CO2	232	t-CO2		
	軽油	kL	500	1, 290	t-CO2	1, 290	t-CO2		
	液化石油ガス(LPG)	t			t-CO2		t-CO2		
	圧縮天然ガス(CNG)	千Nm3			t-CO2		t-CO2		
	電気①	千kWh	1, 000	472	t-CO2	505	t-CO2		
	電気②	千kWh	500	203	t-CO2	100	t-CO2		
	電気③	千kWh			t-CO2		t-CO2		
	圧縮水素ガス	kg			t-CO2		t-CO2		
その他	() ()			t-CO2		t-CO2			
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度(基準年度)			2021 年度					
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)					
	①	(株)F-Power	0. 000472	0. 000505					
	②	(株)エネット (メニューCの場合	0. 000405	0. 000200					
	③								
特記事項									

別紙

3. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施する内容	着手時期 完了時期		期待効果 (t-CO2/年)
1	運用対策	エコドライブの実施	エコドライブの実施	エコドライブの実践について、従業員に定期的に普及啓発を行う	2023	2025	
2	設備導入等 対策	次世代自動車	次世代自動車等の導入	次世代自動車を10台導入する。	2023	2025	200
3	非化石エネルギーの利用	再生可能エネルギー源利用設備	再生可能エネルギー電力等の調達	EVに供給する電力を再生可能エネルギー電力に切替。	2024	2025	100
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

4. 次世代自動車に係る措置の状況及び計画

導入 自動車 の種類	次世代自動車							自動車 総数	次世代自動車 割合 (%)
	電気自動 車 (EV)	燃料電池 自動車 (FCV)	プラグイ ン・ハイブ リッド車 (PHEV)	ハイブ リッド車 (HV)	クリーン ディーゼ ル車 (CNG)	天然ガス 自動車 (NGV)	その他 ()		
【基準年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車	3							30	10%
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計	3							30	10%
【目標年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車	8	5						30	43%
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計	8	5						30	43%

5. 交通対策に係る措置の状況及び計画

区分	内容
公共交通機関の利用促進	・通勤時の公共交通機関の利用促進のため、時差出勤の導入を検討。
自転車利用の促進	・通勤時の自転車利用促進のため、通勤用自転車の購入補助制度の導入を検討。
その他	・従業員によるテレワークの推進。

別紙

6. その他の措置の状況及び計画

区分	内容	取組年度
SBT	温室効果ガス削減に関する中長期目標を設定するため、中小企業向け SBT の認定取得に取り組む。	2023

- 注 1 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 2の「温室効果ガス排出量」欄の「調整後排出量A」欄には、「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄に記入した排出係数のうち、「調整後排出係数」を用いて算定した温室効果ガス排出量を記入すること。
- 3 2の「原単位排出量」欄の「原単位に用いた指標B」欄には、輸送トンキロ、輸送キロ等の原単位の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 4 2の「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 5 2の「特記事項」欄には、3に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。
- 6 3の「期待効果」欄には、計画完了年度における年間の温室効果ガス排出量の削減効果を記入すること。
- 7 4の「自動車総数」欄には、次世代自動車を含む、保有する車両の全ての台数を記入すること。
- 8 6の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、今後取り組む予定のある内容がある場合には取組を開始する予定の年度を記入すること。
- 9 自動車環境計画書の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

【参考】記入例：自動車環境計画実施状況報告書

第4号様式（第7条関係）

令和6年7月1日

山梨県知事 殿

住所	山梨県甲府市丸の内1-6-1
氏名	山梨〇〇株式会社 代表取締役 山梨 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）¹

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条第4項の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

1. 事業内容等の概要				
主たる事務所の所在地	郵便番号	400-8501	住所	山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1
主たる事業の分類	部門	運輸部門		
	大分類	H 運輸業、郵便業		
	中分類	4 4 道路貨物運送業		
事業者の規模	資本金	10,000,000		円
	常時使用する従業員の数	500		人
担当所属等情報	部署名	総務部管理課		
	氏名	山梨 一郎		
	電話番号	055-237-1111		
	E-mail(所属)	soumu.yamanashi@〇〇.co.jp		
	E-mail(担当者)	ichiro.yamanashi@〇〇.co.jp		

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件	○	山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）				
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）				
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）				
		その他				
計画期間等	基準年度	2022	年度	報告年度	2023	年度
	計画期間		2023	年度	～	2025 年度

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

別紙

1. 温室効果ガスの排出の量の実績

温室効果ガスの排出の 量の実績	区分		基準年度 2022 年度		報告年度 2023 年度		対基準年度比 (%)	
	温室効果ガス 排出量	基礎排出量 A	2, 197	t-CO2	2, 047	t-CO2	93. 2	%
		調整後排出量 A’	2, 127	t-CO2	1, 907	t-CO2	89. 6	%
	原単位排出 量	基礎排出量 A／B	0. 220	t-CO2	0	t-CO2	90. 5	%
		調整後排出量 A’／B	0. 213	t-CO2	0	t-CO2	87. 0	%
		原単位に用いた指標 B	10, 000		10, 300		103. 0	%
原単位に用いた指標 の設定方法		輸送トンキロ (指標の単位：千t・km)						
報告年度の 燃料毎の使用 状況及び 排出状況	エネルギーの種類		報告年度 2023 年度					
			エネルギー使用量	基礎排出量 A	調整後排出量 A’			
	揮発油 (ガソリン)	kL	100	232	t-CO2	232	t-CO2	
	軽油	kL	450	1, 161	t-CO2	1, 161	t-CO2	
	液化石油ガス (LPG)	t			t-CO2		t-CO2	
	圧縮天然ガス (CNG)	千Nm3			t-CO2		t-CO2	
	電気①	千kWh	700	330	t-CO2	354	t-CO2	
	電気②	千kWh	800	324	t-CO2	160	t-CO2	
	電気③	千kWh			t-CO2		t-CO2	
	圧縮水素ガス	kg			t-CO2		t-CO2	
	その他 () ()				t-CO2		t-CO2	
電気の使用 に伴う小売 電気事業者 ごとの二酸化 炭素の排 出係数	排出係数の実績年度			2022 年度				
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)				
	①	(株) F-Power	0. 000472	0. 000505				
	②	(株) エネット (メニューCの場合)	0. 000405	0. 000200				
	③							
摘要								
特記事項								

別紙

2. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置の実施状況

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施した内容	計画書記載の有無	実施状況
1	運用対策	エコドライブの実施	エコドライブの実施	エコドライブの実践について、従業員に定期的に普及啓発を実施した。	有	○
2	設備導入等対策	次世代自動車	次世代自動車等の導入	EVを3台導入。	有	△
3	非化石エネルギーの利用	再生可能エネルギー利用設備	再生可能エネルギー電力等の調達	EVに供給する電力を再生可能エネルギー電力に切替。	有	—
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3. 次世代自動車に係る措置の実施状況

導入自動車の種類	次世代自動車							自動車総数	次世代自動車割合 (%)
	電気自動車 (EV)	燃料電池自動車 (FCV)	プラグイン・ハイブリッド車 (PHEV)	ハイブリッド車 (HV)	クリーンディーゼル車 (CNG)	天然ガス自動車 (NGV)	その他 ()		
【基準年度:台数】									
トラック等の貨物自動車	3							30	10%
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計	3							30	10%
【報告年度:台数】									
トラック等の貨物自動車	6							30	20%
バス									
タクシー									
その他 ()									
合計	6							30	20%

4. 交通対策に係る措置の実施状況

区分	内容
公共交通機関の利用促進	・通勤時の公共交通機関の利用促進のため、時差出勤を導入。
自転車利用の促進	・通勤時の自転車利用促進のため、通勤用自転車の購入補助制度の導入については、引き続き検討中。
その他	・営業活動のオンライン化による営業用自動車の利用削減。

別紙

5. その他の措置の実施状況

区分	内容	取組年度
SBT	温室効果ガス削減に関する中長期目標を設定するため、中小企業向けSBTの認定取得を実現。	2023

- 注 1 1の「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 2 1の「特記事項」欄には、2に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。
- 3 2の「具体的に実施した内容」欄には、自動車環境計画書(当該自動車環境計画書を変更した場合にあつては、変更後の自動車環境計画書)の別紙の3に記入した内容と同様の内容を実施した場合においては、記入を省略することができる。
- 4 5の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、報告年度に取組を開始した内容がある場合には当該年度を記入すること。